

役員

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」、「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」に基づく公表

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役員(令和6年7月1日現在)

役職	氏名	就任年月日	経歴
理事長	三島 良直	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日	昭和50年3月 東京工業大学大学院理工学研究科 修士課程 修了 昭和54年8月 University of California, Berkeley 大学院材料科学専攻 博士課程 修了 平成9年4月 東京工業大学 教授 (大学院総合理工学研究科材料物理学専攻) 平成24年10月 東京工業大学 学長(平成30年3月まで) 平成31年4月 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 技術戦略研究センター センター長
理事	屋敷 次郎	令和6年7月1日 ～ 令和7年3月31日	平成2年3月 東京大学 経済学部卒業 平成2年4月 厚生省入省 平成29年7月 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 平成30年7月 厚生労働省大臣官房参事官(情報化担当) 令和元年7月 社会保険診療報酬支払基金理事長特任補佐 令和3年9月 厚生労働省大臣官房審議官(年金担当) 令和4年6月 独立行政法人地域医療機能推進機構理事 (管理・労務・経営担当)
監事	稲葉 カヨ	令和2年9月1日 ～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	昭和53年3月 京都大学大学院 理学研究科博士課程 修了 平成11年4月 京都大学大学院 生命科学研究所 教授 平成15年4月 京都大学大学院 生命科学研究所 長 平成19年10月 京都大学 女性研究者支援センター長 平成25年8月 京都大学 副学長 平成26年10月 京都大学 理事・副学長(令和2年9月30日まで)
監事	白山 真一	令和2年9月1日 ～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	昭和60年3月 慶應義塾大学 商学部卒業 昭和60年4月 大東京火災海上保険株式会社入社 平成3年10月 中央新光監査法人入所 平成15年6月 中央青山有限責任監査法人 パートナー 平成17年9月 中央大学専門職大学院 国際会計研究科 修了 平成19年8月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 平成24年3月 慶應義塾大学大学院 商学研究科 後期博士課程 単位取得退学 令和元年10月 上武大学 ビジネス情報学部 教授(令和6年3月31日まで) 令和6年4月 宇都宮大学 データサイエンス経営学部 教授

参考

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)

第22条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

1. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
2. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
3. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令

第12条

2 法第22条第1項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報

ロ 当該独立行政法人等の組織の概要

(当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第20条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

5 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。